

## 基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

### 主要課題 4 - 1 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
4-1-1 歩道の整備	<p>子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。</p> <p>また、あんしん歩行エリア内の交通事故及び死傷者が減少するための対策を実施します。</p> <p>歩道等の整備（4か所） 歩道段差の解消等（4か所） あんしん歩行エリア等整備計画（鎌倉駅・大船駅周辺）を策定しました。</p>					道路整備課
4-1-2 生活道路の整備促進	<p>歩行空間の確保等による歩行者及び自転車利用者の交通安全対策を実施します。</p> <p>通過交通対策の検討資料とするため、地元市民との協働により、12時間交通量調査を行いました。（現地調査を含み10回検討会を実施しました。） 道路改良工事（2か所） 道路維持修繕工事（14か所） 交通安全対策工事（1か所）</p>					交通政策課 道路整備課
4-1-3 交通環境の検討	<p>平成14年に設置した市民参画による「鎌倉市交通政策研究会」において、前研究会から出された20の施策の検討や新たな施策の検討を行っています。</p> <p>「今小路通り歩行者尊重道路」の整備計画を立案するため、専門部会で検討しました。</p> <p>研究会 2回、運営委員会 5回（現地視察含む）</p>					交通政策課
4-1-4 庁内のバリアフリー化の推進	<p>庁舎内のトイレのバリアフリー化（洋式化など）を老朽化した設備の改修時に併せて、順次進めていきます。</p> <p>特に子ども連れで利用するトイレには、ベビーベッド、チャイルドキープなどを設置していきます。</p> <p>17年度は対象施設がありませんでした。</p>					管財課
4-1-5 公園・緑地の整備促進	<p>自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。</p> <p>総合公園（鎌倉中央公園、鎌倉海浜公園） 地区公園（源氏山公園、笛田公園） 風致公園（夫婦池公園、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園） 鎌倉広町緑地</p> <p>用地買収・施設整備等を進めています。</p>					公園海浜課
4-1-6 都市緑地の整備	<p>身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存開発緑地を整備し、確保するとともに、まとまった面積のある樹林地は法の指定を行います。</p> <p>常盤山特別緑地保全地区（18.0ha）の指定 （仮称）天神山特別緑地保全地区指定に必要な緑地（412㎡）を取得しました。</p>					みどり課
4-1-7 街区公園等の設置	<p>子どもたちが、戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等を身近な場所への設置に向けて取り組んでいます。</p> <p>18年度 1か所用地買収予定</p>					公園海浜課
4-1-8 駅施設の整備	<p>公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>鎌倉駅など、交通バリアフリー法に基づく特定旅客施設のバリアフリー化について公共交通事業者等と協議しました。</p>					交通政策課
4-1-9 交通安全教室の充実	<p>子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。</p> <p>16年度 80回 3,000人      21年度 84回 3,150人 17年度 88回 3,633人</p>					交通政策課 教育指導課 保育課

## 主要課題 4 - 2 安全・安心まちづくりの推進

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
4-2-1 防犯灯管理費補助金の交付	市内の自治会、町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。 防犯灯数 15,846灯					安全安心推進課
4-2-2 防犯対策の充実(新規)	都市公園、児童遊園等の公園等の整備、管理を行います。 また、市営住宅防犯灯の整備や、防犯の広報啓発に努めます。 都市公園、児童遊園等の公園灯を新設しました。 10月 玉縄五丁目公園、城山児童遊園 11月 吉ガ沢かえで公園 3月 やと池児童遊園、がんだがや北公園					公園海浜課 建築住宅課
4-2-3 自主防犯パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。 16年度 53団体 21年度 120団体 自主防犯パトロール活動の推進を図るため、防犯グッズの貸出を実施しました。 貸出済団体数 80団体					安全安心推進課
4-2-4 学校と警察の連携の強化	各学校と警察との連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。 不審者情報提供件数 78件 鎌倉署管内学警連 役員会 1回、協議会 2回実施 大船書管内学警連 役員会 1回、協議会 2回実施 鎌倉市学警連全体協議会 1回実施					教育指導課
4-2-5 児童安全指導(CAP)の開催	市立小学3年生に対し、子どもの暴力防止プログラム(CAP)を実施します。 市立小学校全16校、41学級(4月～6月)1,263人  保護者向けCAP 市立小学校全16校で実施(7月～11月)					教育指導課
4-2-6 防犯教室の開催	各学校において、不審者侵入を想定した防犯教室や避難訓練を実施します。 市立小学校全校で取り組みました。 保育園、子どもの家(子ども会館)において、不審者侵入を想定した防犯教室や誘拐連れ去り防止教室などを実施しました。 保育園14回開催 子どもの家(会館)23回開催					教育指導課 安全安心推進課 こどもみらい課 保育課
4-2-7 関係機関、団体との協議会設立(新規)	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を設置します。  平成17年5月25日、9月28日、11月30日、3月28日 4回開催					安全安心推進課
4-2-8 防犯体制の充実(新規)	安全・安心推進員(防犯アドバイザー)を配置します。また、安全・安心推進員による防犯講習会等を開催を推進します。  防犯パトカーによる地域巡回パトロールや下校時の見守り活動などを実施しました。224回実施 鎌倉市安全・安心まちづくり協議会内の緊急連絡体制を整備しました。					安全安心推進課
4-2-9 防犯に関する普及啓発活動の実施(新規)	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及啓発活動を行います。 平成17年3月から定期的(3か月毎)に「安全・安心まちづくりニュース」を発行しました。 広報がまくらに防犯情報を6回掲載しました。					安全安心推進課

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
4-2-10 事件・事故等緊急 対応のポイント の作成・配布	<p>学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小中学校に配布します。</p> <p>各学校でも危機管理マニュアルを作成し、事故防止に努めます。</p> <p>不審者が侵入したときの対応マニュアル、登下校時の安全確保について市立小中学校全校に配布し、各学校で事故防止に取り組みました。</p>					教育指導課
4-2-11 保護者と地域の 連携による防犯 活動の推進（新 規）	<p>保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。</p> <p>「子ども110当番の家」は現在各学区で推進しています。</p> <p>子どもの見守り活動など、地域との連携強化を図りました。</p>					教育指導課 安全安心推進課
4-2-12 防犯ブザーの配 布（新規）	<p>小中学生が不審者等から身を守るため、市内在住在学の児童生徒に防犯ブザーを配布します。</p> <p>15,048個配布</p>					教育指導課
4-2-13 学校警備員の配 置（18新規・実）	<p>児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校16校に学校警備員を配置します。</p> <p>平成18年7月配置</p>					学校施設課

### 主要課題 4 - 3 良好な居住環境の確保

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
4-3-1 住宅施策の推進	<p>若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究します。</p> <p>若年ファミリー層の定住・転入促進を図るための住宅施策を含む第2次鎌倉市住宅マスタープランの策定に取り組んでいます。</p>					建築住宅課
4-3-2 まちづくり活動の支援	<p>市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援します。</p> <p>新たに自主まちづくり計画の策定を予定している地域の方々と協議を行ったほか、計画策定区域内においては自主まちづくり計画の周知に努めました。</p>					都市計画課
4-3-3 公営住宅の整備促進	<p>市営住宅の建替えにあたり、保育施設等との合築を図ります。</p> <p>また、市営住宅入居者選考にあたり、家庭環境などを考慮し、優遇措置を講じます。</p> <p>入居者選考にあたり、母子・父子等世帯に優遇措置を講じました。</p>					建築住宅課
4-3-4 住環境の整備	<p>各地域の特性を生かした住環境の保全と整備を図ります。</p> <p>各地域の特性を生かした住環境の保全と整備に向けた施策を含む第2次住宅マスタープランの策定に取り組んでいます。</p>					建築住宅課



## 基本目標 5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

### 主要課題 5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
5-1-1 男性の育児休業 取得率の向上	<p>育児休業制度の普及・啓発を図り、男性が育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。</p> <p>情報誌「パスポート」の特集として取り上げ市民への周知を図りました。</p>					人権・男女共同参画課
5-1-2 労働環境実態の アンケート調査 の実施	<p>子どもを持つ親にとって働きやすい環境であるか、育児時間の確保等労働環境の実態を把握し、子育てしやすい労働環境づくりの啓発に努めます。</p> <p>市民活動課が実施している労働動態調査の質問項目に育児休業の取得状況等を追加調査を行いました。</p>					人権・男女共同参画課
5-1-3 若年者向け雇用 対策事業の実施	<p>不安定就労若年者（フリーター）の増加を踏まえて、就職活動を開始する学生に対して、カウンセリングなど適職誘導の事業を行います。</p> <p>就職活動準備セミナー 参加人数 2日間延17人</p>					市民活動課
5-1-4 新就職者研修講 座の開催	<p>学校を卒業し、社会に出るときに必要な知識が学べる講座（ビジネスマナー教室）を開催します。</p> <p>ビジネスマナー教室 参加人数 15人</p>					市民活動課
5-1-5 就労環境改善へ の支援	<p>就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。</p> <p>情報誌「パスポート」の特集として取り上げ市民への周知を図りました。</p> <p>勤労市民ニュースの発行 年2回 各300部 再雇用・勤務延長制度導入準備セミナー 参加企業 35社</p>					市民活動課 人権・男女共同参画課
5-1-6 就労情報の提供	<p>公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。</p> <p>求人情報誌 月2回 各50部 インターネット端末の開放 利用人数 48人</p>					市民活動課

## 主要課題 5 - 2 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
5-2-1 男女共同参画社会づくり	<p>男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら21男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。</p> <p>アンサンプル21との協働による事業の推進 イベント・フォーラム、セミナー等で仕事と家庭の両立など多様な生き方についての啓発を実施しました。</p>					人権・男女共同参画課
5-2-2 育児への父親の参加	<p>父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>両親教室 延279人参加 父子食育教室 16人参加 育児講演会 68人参加 思春期講演会 5人参加</p>					市民健康課
5-2-3 ファミリーサポートセンター（再掲）	<p>仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。</p> <p>16年度 1か所 21年度 1か所 1-2-10参照</p> <p>詳しくは 17 ページ 特定 14 事業の 14-12 を参照</p>					こども相談課
5-2-4 子どもの家（再掲）	<p>家庭において保護者の就労や適切な監護を受けられない児童に対して、家庭的な指導を行い、心身の健全な育成を図ります。</p> <p>16年度 15か所 21年度 16か所 1-2-2参照</p> <p>詳しくは 16 ページ 特定 14 事業の 14-6 を参照</p>					こどもみらい課
5-2-5 各種保育サービス（再掲）	<p>通常保育、延長保育、一時保育など各種保育サービスの充実を図ります。</p> <p>詳しくは 15～16 ページ 特定 14 事業を参照</p>					保育課

## 基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

### 主要課題 6 - 1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
6-1-1 「子どもの権利条約」の周知	子どもの人権の擁護を進めるために、「子どもの権利条約」の周知・啓発を図ります。 啓発パンフレット「子どもの権利」を本庁舎、行政センター、小中学校に配布し、周知・啓発を図りました。					人権・男女共同参画課
6-1-2 児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。  パンフレットの配布、ポスターの掲示 広報かまくら、ホームページ、FMかまくら、KCTVなどメディアの活用 鎌倉市が立案し、藤沢人権擁護委員協議会研修会において「児童相談所と児童虐待防止について」の研修を行いました。 児童虐待防止推進月間 広報かまくら、ホームページ、パンフレット等で周知を図りました。					人権・男女共同参画課 こども相談課 教育指導課
6-1-3 虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、家庭訪問等親と子に接するあらゆる場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。  あらゆる場面において実施しました。					市民健康課
6-1-4 「こどもと家庭の相談室」の開設(新規)	子どもと家庭の福祉に関する第一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。 平成17年4月1日に鎌倉市福祉センター1階に開設しました。 相談件数 110件 延338件 虐待と疑われる相談29件 児童相談所への送致件数は2件 平成18年4月からこども相談課に移設(市役所本庁舎1階)					こども相談課
6-1-5 相談体制の充実	被害を受けた子どもの心のケアや保護者に対するカウンセリング等について、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。					関係各課
6-1-6 主任児童委員、民生委員児童委員の活動の充実	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員児童委員の積極的活動を推進します。 児童虐待関連研修会への主任児童委員、民生委員児童委員の出席 地域での子育てサロンの運営を通じた児童虐待の早期発見・早期対応への取組(子育てサロン8か所)					福祉政策課
6-1-7 一時的居住の場の確保	DV被害者への一時支援として、県・NPOと連携し、母子のシェルターへの入所などの支援を行います。 0件					こども相談課
6-1-8 児童虐待防止ネットワーク組織(新規)	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。 鎌倉市要保護児童対策協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、援助活動チームの構成で活動を開始しました。 代表者会議 2回、実務者会議 4回、援助活動チーム 154回開催					こども相談課
6-1-9 育児支援家庭訪問事業(新規)	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。 平成17年4月開始 専門的支援 8世帯 62件 日常生活支援 6世帯 38件 105時間					市民健康課 こども相談課

## 主要課題 6 - 2 ひとり親家庭への支援の充実

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
6-2-1 ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。  相談件数 834件					こども相談課
6-2-2 ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要なときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。  貸付 0件					こども相談課
6-2-3 家事支援の充実	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。  1件 1日					こども相談課
6-2-4 ひとり親家庭の団体活動の支援	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。  鎌倉市母子寡婦福祉会へ補助しました。					こども相談課
6-2-5 緊急保護体制の充実	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童養護施設において、緊急に一時的な保護の必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。 0件					こども相談課
6-2-6 ひとり親家庭の家賃の助成（再掲）	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。  1-5-2参照					こども相談課
6-2-7 児童扶養手当（再掲）	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。  1-5-9参照					こども相談課
6-2-8 ひとり親家庭等児童の大学進学支度金（再掲）	ひとり親家庭等の児童が大学等に進学するに当たり、支度金を交付します。  1-5-11参照					こども相談課
6-2-9 ひとり親家庭の医療費の助成（再掲）	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。  1-5-4参照					保険年金課
6-2-10 自立支援教育訓練給付金事業（新規）	指定された教育訓練講座を受講・修了した母子家庭の母に対し、給付金を支給します。  2件					こども相談課
6-2-11 高等技能訓練促進費事業（18新規・実）	母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等技能訓練促進費を支給します。					こども相談課



### 主要課題 6 - 3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
6-3-1 相談体制の充実	<p>障害のある子どものいる家族からの各種相談について、ケースワーカー、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等が中心となって、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、母子保健活動との連携のもとで障害の早期発見とともに、早期療育の充実に努めます。</p> <p>療育相談 <span style="float:right">新規相談 128件</span>            巡回療育相談（幼稚園、保育園等） 延411人            母子グループ指導 <span style="float:right">延616人</span></p>					障害者福祉課
6-3-2 療育関係の施設の改築	<p>より充実したバリアフリー化等ニーズに沿って、老朽化した施設の改修に努めます。</p> <p>改修計画を含めた施設のあり方を検討中</p>					障害者福祉課
6-3-3 統合保育の推進	<p>障害のある子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていきけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。</p> <p>統合保育の推進に向けて関係機関と情報交換などを行いました。</p> <p>また、幼稚園での受け入れに対する補助金を交付して障害のある子どもの受入れ体制を支援します。</p> <p>9園 21人</p>					障害者福祉課 保育課
6-3-4 療育指導・機能訓練	<p>言語機能、肢体、知的発達などに障害のある子どもに対する療育指導及び機能訓練の充実に努めます。</p> <p>言語機能 延302人、肢体 延322人、知的発達 延328人            療育指導・訓練 延578人</p>					障害者福祉課
6-3-5 障害者医療費助成（再掲）	<p>一定程度以上の障害のある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。</p> <p>1-5-5参照</p>					保険年金課
6-3-6 特別児童扶養手当（再掲）	<p>特別児童扶養手当法に基づき、一定の障害のある児童（20歳未満）の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。</p> <p>1-5-10参照</p>					こども相談課
6-3-7 就学相談	<p>障害のある児童の一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力をつけられるよう就学相談の充実に努めます。</p> <p>就学指導委員会を5回実施しました。その他、就学相談は随時実施しました。就学児の引継ぎのあり方について検討しました。</p>					教育指導課 障害者福祉課
6-3-8 障害児教育	<p>障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。</p> <p>障害児教育研修会「個別の指導計画」「個別の支援計画」について研修しました。</p>					教育指導課
6-3-9 障害児の子どもの家への受入れ（再掲）	<p>ノーマライゼーションの観点から子どもの家への障害児の受入れについて環境を整えます。</p> <p>1-2-3参照</p>					こどもみらい課

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
6-3-10 市民啓発事業	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、子育て支援関連施設などに各種冊子を配布します。					障害者福祉課
6-3-11 児童居宅生活支援費事業	児童福祉法に基づき、居宅生活支援の福祉サービス（ホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、短期入所）を必要とする障害児（18歳未満）がサービスを利用した場合に、その費用等を支給します。 利用者数 延460人					障害者福祉課
6-3-12 障害児福祉手当	特別児童扶養手当法に基づき、在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。 受給資格者数 30人					障害者福祉課
6-3-13 障害者福祉手当	在宅の重度障害児者に対し手当を支給します。 受給資格者数 3,218人					障害者福祉課
6-3-14 障害者福祉タクシー利用料及び自動車燃料費助成事業	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。 交付者数 1,758人					障害者福祉課
6-3-15 要保護幼児へのきめ細かな対応	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラーの拡充事業を行います。 17年度 1園					私立幼稚園
6-3-16 統合保育	障害児を受け入れて障害児へのサポートと障害に対する認識と理解を深めます。 16年度 14園 21年度 18園 17年度 18園					私立幼稚園
6-3-17 障害児放課後・余暇支援事業	障害のある子どものいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努めます。 毎月定例で、絵本の読み聞かせ、ミュージックタイム、プール活動などの余暇活動も行っています。 5月 のんびりスペース・大船開所 登録43人 レスパイト利用 延936人、3,363時間					障害者福祉課 鎌倉市障害児等放課後・余暇支援の会
6-3-19 音楽で遊ぼう	障害児者対象の音楽療法を実施（講師は有料で専門家に依頼）します。 毎月第1・第3土曜日午前中 20回実施 延367人（家族を含む）					鎌倉市手をつなぐ育成会

事業名	事業内容 / 推進状況					実施主体
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
6-3-20 ワークアーツ スペースぐるるん ば	障害児を対象に、工作や粘土などを楽しみながらの余暇活動を支援します。 毎月第1・第3日曜日午前中  20回実施 延344人(家族ボランティア含む)					鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-21 施設見学	障害児者の保護者を対象に、障害児施設の見学を年2回行います。  17年度未実施 18年度1回を予定					鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-22 障害福祉相談員 による相談	県から委嘱を受けた相談員による各種相談を行います。 毎月第2木曜日、その他必要なとき  相談者数 延55人					鎌倉市手をつなぐ育成会 鎌倉市身体障害者福祉協会 鎌倉市肢体不自由児者父母の会
6-3-23 補装具・日常生活 用具の交付(新規)	障害児の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。  補装具 交付件数434件 日常生活用具 交付件数1件					障害者福祉課
6-3-24 プールであそぼ う(新規)	障害児者を対象に専任の指導者、ボランティアがついて、こもれび温水プールで活動しています。平成17年7月開始 毎月1回  7回実施 延20人					鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-25 かまくらハイジ の会(新規)	障害児とその家族、ボランティアと一緒に鎌倉近辺の公園で遊んだりハイキングをしています。  6回実施 延参加者216人(家族ボランティアを含む)					鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-26 発達支援システ ムネットワーク の設置(新規)	市内に居住する障害児、発達障害児及び特別な支援を必要とする子どものライフステージに対応する一貫した支援を実施するため、関係各課及び機関を横断的に組織化し、体制の整備を図ります。 発達支援システム推進協議会 1回 発達支援システム連絡会議 2回					障害者福祉課 教育指導課
6-3-27 発達障害児者へ の支援(18新規・実)	発達障害等のある子どもの保護者の育児不安軽減や早期の発達支援が開始できるよう、小児神経科医師の配置と臨床心理士の増員を図ります。また、発達障害の理解を図るため、広報・啓発に努めます。					障害者福祉課
6-3-28 障害児者への相 談支援体制の充 実(18新規・実)	障害児者への総合的な行政サービスを提供するため、相談窓口を一本化し、生涯を通じて一貫した支援を行う総合相談支援体制を整備・充実していきます。					障害者福祉課